

栃木県貸切タクシー活用おでかけリフレッシュ促進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の感染予防のために外出を控えていた県内の高齢者及び障害者に対し、外出時に貸切タクシーを利用する場合における運賃その他の費用の一部を県が助成することで県内周遊を促進することにより、高齢者及び障害者の心身の健康の維持及び増進並びに観光地等における消費の喚起を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) タクシー事業者

タクシー事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業）を経営する者をいう。

(2) 貸切タクシー

タクシー事業者が、時間制運賃（平成13年10月26日付国土交通省自動車局長通達国自旅第100号「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」1（1）ロに規定される時間制運賃）により旅客を運送する行為をいう。

(3) 高齢者

令和3（2021）年4月1日時点において満65才以上となる者をいう。

(4) 障害者

障害者手帳を保持する者をいう。

(5) 障害者手帳

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度について（昭和48年厚生事務次官通知）に規定する知的障害者の療育手帳及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳をいう。

(事務取扱者)

第3条 栃木県から貸切タクシー活用おでかけリフレッシュ促進事業（以下「本事業」という。）を委託された「栃木県貸切タクシー活用おでかけ促進事業事務局」（以下「事務局」という。）が、委託契約に基づき事務を行う。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は、本事業の対象とする旅客が、本事業に参加しているタクシー事業

者（以下「参加事業者」という。）の貸切タクシーをこの要領で定める利用条件に従って利用した場合において、その利用に要した運賃その他の費用の一部を県が助成金として負担し、事務局を通じて参加事業者に支払うものとする。

（事業者の参加）

第5条 本事業への参加を希望するタクシー事業者は、事務局の定める様式により、必要な書類を添えて申請を行い、事務局が認定した場合に参加できるものとする。

2 事務局は、申請を行ったタクシー事業者が次の各号に掲げる条件を満たす場合に限り、前項に規定する認定を行うことができる。

（1）県内に本店又は主たる事務所を置くタクシー事業者であること。

（2）新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言をしていること。

（3）自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（4）前号のイからキまでに掲げる者が、経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（対象とする旅客）

第6条 本事業の対象とする旅客は、次の各号のいずれかに該当する者を含む個人又はグループとし、1台の貸切タクシーを利用するものとする。

（1）県内に在住する高齢者

（2）県内に在住する障害者

（利用条件）

第7条 本要領の定める利用条件は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

（1）乗車地、降車地及び主たる目的地が県内であること。

（2）前条に規定する旅客であることを証する書類を提示すること。

- (3) 貸切タクシーの運賃その他の費用が1回1万円以上であること。
- (4) 参加事業者の貸切タクシーを利用すること。
- (5) 利用目的は、県内における周遊観光をはじめとした余暇活動とし、専ら通院、通勤又は通学を目的とした利用ではないこと。
- (6) 貸切タクシーを利用する際に、利用を証する書類（以下「利用券」という。）に必要な事項を記載し、署名をすること。

（助成金の額）

第8条 第4条に定める助成金の額は、運賃に次の各号に掲げる料金（乗車前及び降車後に発生した料金を除く）を合算した額の半額とする。ただし、助成金は、1回の利用につき3万円を限度とする。

- (1) 高速道路・有料道路の料金
- (2) 駐車場料金

2 運賃が、障害者割引又は運転免許返納者割引（運転免許の全部を自ら返納し、運転経歴証明書の発行を受けた者に適用される割引をいう。以下同じ。）の適用を受ける場合には、これらの割引をされた運賃を助成金の対象とする。

（実施期間）

第9条 本事業の実施期間は、令和2（2020）年8月1日から令和3（2021）年2月28日までとし、この期間内になされた利用を助成の対象とする。ただし、県は、助成金の執行状況、新型コロナウイルス等の感染症のまん延状況、その他の事情により、当該期間を変更することがある。

（助成金の請求）

第10条 参加事業者は、当月分の利用実績に基づく請求書、必要事項の記載及び利用者の署名のある利用券並びに当該旅客運送を実施したことを証する書類を添えて、原則として翌月10日までに事務局に提出しなければならない。

2 事務局は、提出時期について前項により難しい場合は、別途参加事業者に指示することができる。

（助成金の支払い）

第11条 事務局は、前条による請求を受けた場合は、内容を確認の上、請求書を受理した日から14日以内に参加事業者に助成金を支払うものとする。

（助成金の支払いを受ける条件）

第12条 助成金の支払いを受けるための条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この要領の規定に従うこと。
- (2) 参加事業者は、本事業の経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 参加事業者は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、助成金の支払いを受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

(状況報告及び調査)

第13条 県は、必要に応じて事務局から本事業の実施に関する必要な報告を求め、又は調査することができる。

- 2 事務局は、必要に応じて参加事業者から本事業の実施に関する必要な報告を求め、又は調査することができる。

(不正防止に係る参加事業者の責任)

第14条 参加事業者は、利用者が本事業の対象とする旅客であること及び利用条件に適合していることを確認し、利用者による不正を防止しなければならない。

- 2 参加事業者は、助成金を不正に請求してはならない。
- 3 事務局（その委託期間が満了した後であつては、事務局の業務を受託していた者。以下同じ。）は、参加事業者が故意又は過失により前2項に違反したときは、助成金の支払いを拒否し、若しくは返還を命じ、又は本事業への参加を取り消すことができる。
- 4 参加事業者は、前項により助成金の返還を命じられたときは、遅滞なくその助成金を返還しなければならない。
- 5 参加事業者は、第3項により助成金の支払いを拒否され、又は返還を命じられたときは、利用者の故意による不正がある場合を除き、利用者に不足額を追徴してはならない。

(不正防止に係る事務局の責任)

第15条 事務局は、参加事業者が前条第1項及び第2項に違反しないよう、これを指導しなければならない。

- 2 事務局は、参加事業者に対して助成金を不正に支払ってはならない。
- 3 県は、事務局が故意又は過失により前2項に違反したときは、助成金の支払いを拒否し、又は返還を命ずることができる。
- 4 事務局は、前項により助成金の返還を命じられたときは、県が指定する期日までにその助成金を返還しなければならない。

(事業の中止)

第16条 県は、助成金の受給に関する不正又は重大な瑕疵を確認し、事業の継続が困難と

なった場合には、本事業を中止することがある。

(雑則)

第17条 この要領に定めのない事項が発生した場合、県と事務局で協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、令和2（2020）年7月14日から施行する。